

平成31・32年度（2019・2020年度）
光市小規模修繕契約希望者登録申請提出要領【臨時登録申請】

平成31・32年度（2019・2020年度）において光市が発注する小規模修繕（その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、見積価格が10万円未満のもの。）の受注を希望する者は、次により書類を提出してください。

※ 今回の申請受付は臨時登録申請のため、現在すでに登録のある者は申請の必要はありません。

1 登録できる者

市内に主たる事業所（本社、本店）を置く事業者（個人で事業を営んでいる者は、市内に住所を有する者に限る。）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 成年被後見人、被補佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 光市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 光市暴力団排除条例第2条第2号に該当する者
- (6) その他契約の相手方として不適当と認められる者

2 登録申請に必要な書類

登録を希望される者は、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあつては、商業登記簿の写し
【申請受付日において発行日から3箇月以内のもの】
個人にあつては、代表者の身分証明書の写し（本籍地市区町村交付のもの）
及び住民票の写し（本人のみ、本籍・続柄省略のもの）
【申請受付日において発行日から3箇月以内のもの】
- (3) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格証明書、許可証等の写し
- (4) 市税の未納・滞納がない証明書の写し
【申請受付日において発行日から3箇月以内のもの】
市税：本社に係る、光市に納める全ての税
代表者が光市在住のときは、個人の光市に納める全ての税
（個人にあつては、代表者個人に係る市に納める全ての税の未納・滞納がない証明書）
- (5) 技能者一覧（様式第2号）
- (6) その他市長が特に必要があると認めた書類

3 臨時登録申請の受付期間

平成31年4月から12月までの毎月1日から10日まで
(土・日曜日及び祝日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで

4 臨時登録申請の提出先

次の場所まで、持参又は郵送等により提出してください。

(郵送等は、4月から12月までの毎月10日午後5時15分までに必着のこと。)

光市役所 総務部 入札監理課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号

TEL 0833-72-1406

郵送等の場合は、封筒の余白に「小規模修繕申請」と記載してください。

5 臨時登録の有効期間

臨時登録申請した月の翌月1日から平成33年(2021年)3月31日まで

有効期間は、申請した月の翌月1日から平成33年(2021年)3月31日までですが、平成32年(2020年)1月(受付予定)に平成32年度(2020年度)への継続手続きが必要です。

手続きは、市税の未納・滞納がない証明書の写しの提出が必要です。

提出のないときは、平成32年度(2020年度)の登録がなくなります。

6 契約に関する事項

- (1) 小規模修繕(10万円未満)の発注をする場合は、原則として見積書を提出していただき、契約することになります。(見積もりを依頼されても辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず発注担当課まで連絡をお願いします。)
- (2) 修繕代金の支払いは、施工完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。なお、前金払い及び部分払いは行いません。また、この小規模修繕の契約に伴って、事故が生じた場合は受注者の負担とします。ただし、光市の責めに帰する事由による場合は、この限りではありません。
- (3) 契約の方法等は、光市財務規則、その他関係法令に基づき締結され、請け負った修繕は誠実に履行しなければなりません。また、請け負った修繕は原則として自ら履行し、一括下請負(いわゆる丸投げ)はもちろん、市が認める場合以外の下請はできませんので、申請に際しては自分で施工(履行)できる業種を記載してください。
- (4) 契約後の辞退は原則として認められません。正当な理由もなく契約を辞退された場合は、登録を抹消します。

(5) 契約に関して、談合等の独占禁止法違反、その他関係法令等に違反する行為は絶対に行わないでください。修繕に関して不正又は不誠実な行為があったときは、契約解除を含め登録も抹消になります。

7 その他留意事項

名簿への登録は、発注に当たって業者選定の対象になり得るということであり、指名や契約を約束するものではありません。契約は見積競争の結果によります。なお、見積書の提出に要する費用は見積もり者の負担となります。

提出書類一覧表

No	提出書類	
1	小規模修繕契約希望者登録申請書 (様式第1号)	
2	資格証明書、許可証等の写し	
3	商業登記簿の写し (個人にあつては、代表者の身分証明書の写し及び住民票の写し) 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの	
4	市税の未納・滞納がない証明書の写し	
	(法人)	市税：本社に係る、光市に納める全ての税 市税：代表者が光市在住のときは、個人の光市に納める全ての税 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの
	(個人)	代表者個人に係る、市に納める全ての税の未納・滞納がない証明書 (光市においては、完納証明) 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの
5	技能者等一覧表 (様式第2号)	

※ 申請書類は、A4フラット(紙)ファイル順番に綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に商号・名称を記載してください。

※ 不足書類があるときは、受け付けできませんので十分確認して提出してください。

小規模修繕の希望業種

No.	業 種	修 繕 等 の 例 示
1	大 工	押入れ底板張替、床組補修、敷居取替え、壁間仕切り修繕等
2	左 官	漆喰補修、コンクリートブロック修繕、タイル補修、モルタル補修等
3	電 気	漏電修繕、コンセント取替え、照明器具不良修繕、消防設備機器修繕等
4	管	水栓交換、ボールタップ・フロート弁交換、流し台ジャバラホース交換、便器取替等
5	建 具	ドアクローザー交換、シリンダー交換、サッシ戸車交換、ドアノブ交換、ガラス取付等
6	内 装	クロス・長尺シート・Pタイル・カーペット張替、畳・襖張替、天井ボード張替等
7	土木関係	フェンス修繕、防護柵・交通安全施設・土木等修繕等
8	防 水	シート防水補修、シーリング補修、塗膜防水等
9	その他	上記以外 (内外壁塗装、仕上げ塗装、折板張替え、雨仕舞修繕、瓦修繕など)